

令和元年9月10日

大阪府知事 吉村 洋文 様

大阪府公衆浴場入浴料金審議

会長 高尾 裕二



公衆浴場入浴料金改定の要否等について (答申)

令和元年7月16日付け環衛第1484号をもって諮問のあった、現行の公衆浴場入浴料金改定の要否等について、別紙のとおり結論を得たので答申する。

経営実態を把握するための「公衆浴場基礎調査」によると平成26年4月の料金改定以来、利用者人数は伸びない中、重油、ガスをはじめとする燃料費の上昇傾向がみられ、今後も営業費用の増嵩が予想される。加えて、本年10月からは消費税率が10%に上げられることから、現行料金のままでは、公衆浴場経営の維持はさらに厳しくなるものと考えられる。

一方、公衆浴場経営者は、子ども料金を無料にした「親子ふれあいデイ」など、利用者の確保に向けた種々の取組みを進めているが、利用者数の増加にはつながっておらず、公衆浴場の廃業に歯止めがかかっていない。

これらの状況を踏まえ、本審議会としては、標準浴場の会計資料を「公衆浴場経営状況調査」で改めて確認したうえで、消費税増税の影響に限定して審議し、消費税率引き上げに伴う税負担相当額を反映する改定はやむ得ないものとの結論に至った。

料金改定の時期は、消費税率引き上げに合わせて10月1日が望ましい。

大人	450円	(現行440円)
中人	150円	(現行据置)
小人	60円	(現行据置)

算定の根拠は別表のとおりである。

なお、府内の公衆浴場は、利用者数の伸びが見込めず、廃業する施設数が増加しており、今後も樂觀を許さない状況にあることから今回の料金改定にあたり、次の意見を付記する。

大阪府域の公衆浴場は今なお、生活衛生上欠くことのできない施設であり、また、地域住民のふれあいの場としての高齢者の生きがいづくりや親子のふれあい等にも貢献するなど地域に密着した施設である。今回の料金改定は消費税増税分を反映するものであるが、今後、経済情勢や利用者の動向、また経営者の高齢化など廃業理由を集積することで、浴場経営の諸状況を把握し、経営環境の改善に向けて検討する必要がある。